

第19回

政策評価に関する有識者会議

2011年9月27日

金融庁 総務企画局政策課

午前10時01分 開会

○油布政策評価室長 本日は大変お忙しい中、有識者の委員の方々におかれましては、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。時間がまいりましたので、ただいまから、第19回目になりますけれども、政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

まず本日、田辺委員におかれましてはご欠席というご連絡をいただいております。それで、会議を始めさせていただく前に、金融庁側で人事異動がございましてメンバーに変更がございしますので、私のほうから1人ずつ名前を読み上げさせていただきます、ご紹介させていただきます。名前を呼ばれましたらご起立をお願いいたします。

まず長官の畑中でございます。

○畑中長官 どうぞよろしくお願いいたします。

○油布政策評価室長 続きまして総務企画局長の森本でございます。

○森本総務企画局長 よろしくをお願いいたします。

○油布政策評価室長 総務企画局総括審議官の森でございます。

○森総括審議官 よろしくをお願いいたします。

○油布政策評価室長 総務企画局金融国際政策審議官の河野でございます。

○河野金融国際政策審議官 よろしくをお願いいたします。

○油布政策評価室長 監督局長の細溝でございます。

○細溝監督局長 よろしくお願ひします。

○油布政策評価室長 公認会計士監査審査会事務局長の佐々木でございます。

○佐々木事務局長 佐々木でございます。よろしくお願ひします。

○油布政策評価室長 証券取引等監視委員会事務局長の岳野でございます。

○岳野事務局長 よろしくをお願いいたします。

○油布政策評価室長 なお本日は業務の都合によりまして検査局長の桑原は欠席しておりますけれども、検査局の審議官でもあります佐々木が検査局長の代理を務めさせていただきます。

○油布政策評価室長 それでは本日の議事進行は富田座長をお願いしてさせていただきます。それでは富田座長、よろしくお願いいたします。

○富田座長 皆様、ご多忙のところ、ご参集くださいまして、ありがとうございます。本日は議事次第に従いまして、平成22年度実績評価書（案）について、及び平成23年度

事業評価書(案)について、並びに平成23年度金融庁政策評価実施計画の改定について、事務局よりまず説明を受けまして、それから皆様のご意見を伺いたいと存じます。

会議に先立ちまして、当会議の開催方法につきましてご報告がございます。総務省が昨年5月に策定いたしましたガイドラインの中で、「学識経験者等から成る政策評価に関する会議を開催している場合は、会議を原則公開とすること」とされたことを受けまして、今回の有識者会議より原則公開することとなりましたので、ご承知おき願います。報道関係者の方におかれましては、ここでカメラの撮影は終了とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

○油布政策評価室長 それでは私のほうから、ごく簡単ではございますが、資料のご説明をさせていただきます。お手元に変大変大部な資料が配付されておるとは思いますけれども、一番大きなクリップを外していただきますと、実は3種類の評価書と計画が入っております。まず一番分厚いものが、平成22年度実績評価書ということでございまして、これは会計年度の平成22年4月1日から23年3月末までの1年間の金融庁の実施いたしました施策に関する評価書でございます。

それからあと薄いものが2つございまして、1つが平成23年度事業評価書と書いてございます。これは金融庁の場合には、実は直接該当するものというものではないのですが、比較的大きな予算を要するようなものなどにつきましては、この事業評価ということをやることが義務づけられております。金融庁の場合にはこの基準に照らしますと、評価を行う必要はないんですけれども、その中でも2つほどピックアップいたしまして、事業評価を別途作成しております。中身については、公認会計士試験に係るコンピューターシステムの構築関係、それから私どもの部内のシステムでございます検査監督等の統合システムの構築・開発といったものについて、別途の評価を行っております。

もう1つ薄いものでございますが、これは左右対称の横の表になってございます。平成23年度金融庁政策評価実施計画新旧対照表というのがあると思います。こちらは既に23年度は進行中でございますが、震災等を踏まえましてこの1年間の政策評価計画について若干の修正をしたいと思っております。その修正点について、おめくりいただきますと網かけをさせていただきますので、変更前、変更後がわかるようになっております。この2つの薄い資料につきましても、有識者の先生方、ご意見等がございましたらご遠慮なく承りたいと思います。

それでは、この一番厚い、平成22年度の実績評価書について、私のほうから幾つかご説明させていただきます。まずお手元に1枚紙でA、Bでありますとか、ローマ数字のⅠ、Ⅱというのを書いた縦の資料がございますでしょうか。実績評価書の概要という1枚紙でございます。これは今日ご意見を賜ります平成22年度の評価の結果、それから昨年度の21年度、それからその前の20年度の評価をそれぞれ対比して表にしたものでございます。施策ごとに記載してございまして、1番から24番までございます。合計24項目の施策がございまして、それぞれについてAであるとかB、あるいはⅠであるとかⅡと、こういった評価を私どものほうでしてございます。A、Bにつきましては単年度の評価でございまして、定量的に測定できる部分について申し上げますと、Aの場合は80%以上の達成度、Bの場合は50%以上80%未満の達成度ということでございます。定量的に評価できないものにつきましては、「ほぼ想定どおり、またはそれを超える状況となった場合」にAとつけておりまして、もともとの想定状況に対しまして「想定どおりの状況には至っていないけれども一定の成果は上がっている」というものがBと、こういう評価基準にしてございます。ローマ数字のⅠ、Ⅱと申しますのは、単年度ではなくてやや中期的に見た場合の評価でございます。この縦の1枚紙の一番下に、類型Ⅰ、類型Ⅱ、類型Ⅲとございますけれども、簡単に申し上げますと今後もこれまでの取り組みどおりでいいんじゃないかというのがローマ数字のⅠでございまして、類型Ⅱになりますと、今後のいろいろな環境の変化などを踏まえて、この先はいろいろと対応を工夫していく必要もあるというのが類型のⅡでございます。

それでこの22年度につきましては施策の数が24ございまして、単年度の評価A、BにつきましてはAが19になっております。それから中期的な評価につきましてはローマ数字のⅠが9つということになっております。残りはすべて類型のⅡということになっております。この中身24項目についてすべてご説明申し上げるのは、ちょっと時間の都合で無理でございますので、枠組みだけ引き続きご説明させていただきます。分厚い資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

これは金融庁に限らず各省庁共通でございますけれども、この評価に当たりましてはまず大きな枠組みが決められております。金融庁の場合には大きく分けまして3つプラスアルファがございまして、それが10ページ目の一番左にあります基本政策というところでございます。金融庁の場合、この大きな項目が3つございまして、金融機能の安定の確保、それから預金者・保険契約者・投資者等の保護、1ページおめくりいただきますと12ペ

ージのところには、円滑な金融等というのがございまして、さらにもう1ページおめくりいただきますと、14ページには業務支援の基盤整備ということでもう少し部内的な項目が別立てにしております。

10ページにお戻りいただきますと、例えば金融機能の安定の確保というところでは、10ページ目のちょうど真ん中あたりのところに「施策」というのがございまして、「(1)金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」というのがございます。この施策が合計、数えますと24あるということでございます。その右を見ていただきますと、平成22年度に実施しました主な事務事業の項目が載っております。例えば①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応、②のところでは効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施というふうなことになってございます。

その右のページ、11ページをごらんいただきまして、「達成目標」というのがございまして、実は本日ご意見を賜りたいのはここから右、11ページのここから右側でございまして、22年度の達成度、それから端的な結論、といったものが評価でございまして、この部分について主としてご意見をいただきたいと思っております。それぞれの詳細な記述につきましては、一番右端に「ページ」ということでページを打ってございまして、これを目次がわりにしていただきたいと思っております。

それからさらに、もうご紹介は割愛させていただきますが、大変大部な資料でございますので、一種のエグゼクティブサマリーといったものもつけております。この資料の17ページから33ページまでがエグゼクティブサマリーでございまして、24の施策項目につきまして評価と、その評価の理由をごく簡潔にまとめてございます。それぞれにつきましては、34ページ以降にさらに詳細な記述があると、こういうたてつけになっております。

それでは大変簡単ではございますけれども、私からの資料のご説明は以上でございます。座長、よろしく願いいたします。

○富田座長 ありがとうございます。それでは委員の皆様からご意見等をお伺いしたいと思っております。恐縮でございますけれども、私の左側からお2人ずつ続けてご意見等をお伺いいたしまして、そこで一たん区切って、そして金融庁側からお答えをいただきたいと思っております。まず翁委員、吉野委員からご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○翁委員 それでは、今回の22年度実績評価書について、意見を述べさせていただきます。

と思います。読ませていただきましたが、非常に多岐にわたるいろいろな仕事をなさっておられて、例えばEPAの取り組みとか、私もあまりよく承知していなかったこととか、さまざまな取り組みがなされていることがよくわかりましたし、また昨年からリファーする場合に非常に親切な形でさまざまな公表資料とかについてのレファレンスがついていて大変読みやすいものになってきていると感じました。

全体を読ませていただきまして、5点ほどコメントをさせていただきたいと思います。1つは金融機能の安定のところ、金融機関が健全に経営されているということに関しまして、日本の現状を考えますと、今回地震での被災地の問題が非常に深刻にはなっておりますけれども、日本全体として見ますと、現状の段階ではこのように評価されているように安定的に経営されていると私も思っております。ただ、この47ページの今後の課題のところでご指摘になっておられますけれども、例えば欧州周辺国の債務問題などにつきましては、流動的な情勢になっておりまして、こういった点に効果的に対応していくことというのが大きな課題になっているのではないかと思っております。

ここに関しまして、現状、どのような、特にマクロプルーデンスの視点に立った監督体制というのが非常に重要になってきているという認識のもと、制度整備を進められていると伺っておりますけれども、現状どういった体制でこういった内外の、金融市場の混乱要因に対して対応されようとしているのかということについて、今後の課題としてコメントをいただければというのが1点目でございます。

それから2点目も同じ、この金融システムの安定にかかわるところと、あと円滑な金融にかかわる点でございますが、現状の日本の銀行の預貸率を見ますと、やはり預金が集まっている一方で貸し出しがなかなか出ないという状況が長年続いているということで、もちろんこれはマクロ的な資金循環が背景にあるということだと思いますけれども、やはり円滑な金融という観点から、金融機関としても課題があるのではないかとこのように感じております。

また、金融機関が大量に国債を保有しているということについて、将来的なリスクについてのモニタリングも欠かせないのではないかと考えておりますが、この点、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施が課題であるというふうに指摘されておられますが、特にこういった点について何かコメントがございましたらお願いしたいと思います。

それから3点目でございますが、これは円滑な金融にかかわる点でございますけれども、今回地震などもありまして多大な被害が出ておりまして、円滑化法などは非常にそういっ

たところの倒産防止に非常に寄与している面があると思いますし、またリーマンショック後の日本の、中小企業をはじめ厳しい状況のときに円滑化法が適用されたことによって、倒産防止にかなり、または社会的な不安の防止に役立った側面があると思っておりますが、一方で金融機関によってはこういった円滑化法があるがゆえに、なかなか企業再生に取り組みにくいというような状況になっているところもあると聞き及んでいるわけです。評価書のほうでも特に、またリレーションシップバンキングのところでも、コンサルティング機能の強化ということについて特に取り組みを強化されているということでございますけれども、特に内外の、アジアとの競争にさらされている企業の将来的な成長可能性を今のうちから支援していくということを考えますと、企業再生への取り組みというのが一層金融機関に求められるのではないかと考えておりますが、こういったことをもっと促すことについて、もう少し促してはどうかというような印象を持っておりますけれども、この点についてご見解を伺えればと思っております。

それから4点目でございますが、これも円滑な金融にかかわるところとか、成長戦略のところにも多々書いてございますけれども、やはり日本の金融市場の国際化、グローバル化、非常に重要でございますし、また日本の金融機関、プレーヤーの競争力向上の取り組みも現在必要になっていることだと思っております。

ここで評価されているように、まだ今後の課題があるという評価をされているところでございますけれども、特に今回、リーマンショックの後、バーゼルⅢなどで規制が強化されるという動き、またまだ詳細は決まっておきませんが、アメリカのドット・フランク法とか、欧州での規制強化の動きなどによりまして、欧米金融機関との相対的な関係というの少し異なってきているのではないかとというような印象も持っております。こういった現時点で、というか今後の情勢を踏まえた上での邦銀を含めた日本の金融機関の競争力の強化にもっと取り組むべきではないかと思うのですが、この点についてどうお考えになっておられるか。またなかなか日本の金融市場の競争力の強化というのが進んでおりませんが、今後の取り組みについてコメントをいただければと思っております。

それから、まだ今後の課題があるというふうにされておられますけれども、私はかなり今回、金融教育とか投資家保護の仕組みというのが、今年は随分進んだのではないかとこのように思っております。特にこの中でも記載がございますけれども、ADRの仕組みが各金融機関の業態の自主規制機関のところでも相次いで昨年つくられまして、これが金融ADRの制度として金融庁が認めるという形になることによって、まさに元年とも言うべき

大きな進歩があったのではないかと考えております。

そういった枠組みが進んでおりますけれども、やはり投資家保護または金融教育という点では、もっと金融ADRについては周知徹底というところがまだまだではないかと思っております。こういったことをもっと進めていくべきではないかということと、あとやはり金融教育も以前から課題とはされておりますけれども、もう少し踏み込んだ取り組みが必要なのではないかというような印象もございます。この点について、何かコメントがございましたら、ぜひいただきたいと思っております。

全体として実績評価書の評価については、特に違和感もございませんけれども、今申し上げたような今後の課題という点について、私の印象を申し述べさせていただきました。

以上でございます。

○富田座長 吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 私も翁委員と少しかぶることがあるかもしれませんが、8つほどコメントも含めてご質問させていただきたいと思っております。

まずこの評価書は、まさに金融庁にとって白書というものだと思いますが、年々読みやすくなっておりまして、特に今年も非常に黒いマークをつけたり、いろいろ工夫されていまして、とても読みやすくなったと思っておりますし、また数字もところどころに入れていただいて、それをサポートする、そういう表現ができておりますので、大分よくなっていると思います。

まず第1番目は、先ほどの翁委員との関連もあるんですけども、日本の金融機関の国債の保有がすごく大きくなって、それ自身は健全であるということはそうだと思います。しかし、実際には民間の企業にお金流れなければ、日本の経済成長はないわけでありまして、一番の原因は国債の大量発行というところにはあると思うんですけども、こういう中で日本の金融機関に、どうやってもう少し資金を民間のほうに流していただくことができるであろうかということ。

2番目はこれに関係するんですけども、よく、なかなか企業に流れないのは金融機関の供給側の問題なのか、あるいは借り手の需要側の問題なのかということが言われるのですが、ここずっと実証分析してみますと、需要側の要因のほうが強いように思います。それはちょっと専門的にいいますと、貸し出しの需要曲線が利子にほとんど感応しなくなってしまうことから、幾ら金利が低くても借りないという状況になっています。その理由としては、国内に投資機会がないこと。それから2番目に企業は自分のところで余剰

資金がありますから、なかなか借りないこと。それから3番目に地方でもなかなか新しい企業に対するニーズがないこと、この3つがあるのではないかと思います。

それから3番目ですけれども、こうした中で、先ほどの翁委員ともかぶるかもしれませんが、金融庁はどちらかというとミクロで個別の金融機関、それぞれの金融行動を見るというところが強かったと思いますけれども、今回のサブプライムローンの危機でわかったことは、マクロのショックあるいはそれが全体に響くとシステムリスクになるということが、個別の銀行からマクロに波及していく部分だと思っています。ですから金融機関の側から外に波及してマクロに影響する部分、それはまさにアメリカの住宅ローンの供給がどんどん増えていって、それがミクロの状態ではよかったですけれども、マクロに発展すると市場が崩れてしまうという合成の誤謬が起こったわけですから、1つは個別の検査の中でそれがどういうふうにマクロ全体に貸出市場として影響していくのか、あるいは金融不祥事として影響するののかというのは、ぜひ見ていただければと思います。それからもう1つ、今度は逆の面としましては、マクロのショックが日本全体の金融システムあるいは個別の金融機関に影響を与えていくわけですから、今後金融庁としてもマクロの動きも十分に注視していただきたいと思っています。

それから4番目ですけれども、この11ページとかずっと書いてあるところに、預金保険の認知度が高まったということがございます。これは非常にいいことだと思うんですけれども、日本の場合、預金保険番号というものが無いわけですから、日本振興銀行の破綻のときなども、名寄せにものすごい時間がかかるわけですね。アメリカなんかですと1秒でぱっとやれば、エクセルですぐできるのが、何日もかかって名寄せをすることになる。こういうことであれば、例えば預金保険番号とかいうものを、受け取りたい人はそれをつける、つけたくない人はつけなくていいが、つけない人は1週間ぐらいかかって普通の人よりも時間がかかることになる。しかし、預金保険番号を持っている人はすぐに自分の口座がわかるというようなことにしませんと、これだけのコンピューターの世界でもものすごく時間を、何かばからしいと言っては失礼ですけれども、とるということがあるんじゃないかと思います。私は、預金保険番号というのが必要なような、個人的には感じがいたします。

それから5番目は国際的なルールで、これはIOSCOの議長に河野さんが就任なされて、これはもうほんとうに驚くべきことでありまして、日本でこういうところの議長がとれるということはものすごくすばらしいことだと思います。今後ともやはり金融庁はこう

いう国際的なルールの中で日本の声を発する、それから世界のまとめ役となっただけのように、さまざまな国際機関での議長職がとれるように、ぜひ金融庁としても頑張りたいと思います。

それから6番目は利用者保護のところでありまして、利用者保護というのは非常に重要なことだと思うのですが、その反面金融の技術革新というのがないといけないと思うわけです。そうすると新しい商品が出てきますと、これは利用者にとってはまた何か変なものが出てきたと、こういうことであまりにも規制が激しくなりますと、日本の金融の技術革新が進まないことになってしまうと思います。そうであれば、うんと昔に金融審議会などでも議論があったと思うのですが、プロとアマの商品というようなものを例えば分けまして、携帯電話でもお年寄りのためのらくらくホンというのがあるわけですね。それで金融商品でも同じようにらくらく金融商品とか、そういうものを作って、そこはだれでもわかる商品にする。もう一方は、若い人たちである程度知識のある人のための非常に機能が複雑な金融商品にする。こういう人たちには、少しリスクがあるけれども、専門的にいろいろなものを買っていただく。ある程度そういうふうにしないと、みんな同じ利用者保護のもとでしますと、安全な商品はできるんですけども、いろいろ技術革新をしようとするのができないような気がいたしまして、ぜひいろんな工夫をしていただければと思います。

それから7番目は現場を金融庁の方々に見ていただきたいということであります。これは地方の金融とかいろいろあると思うんですけども、今の円高の中で日本がこれからやらずにちゃいけないことは、新しい企業とか新規の企業、こういうものをもっと育てていって、それで日本経済全体を支えなくちゃいけないんだと思うんですけども、そうであるとするれば農業も含めて、今、日本でどういうところが現場でニーズがあって、そこに日本の資金の供給がどうできていないのか。そういうことを皆さんに現場を常に見ていただいて、そしゃくしていただいて、それを金融行政、それから個別のミクロの行政、マクロの行政、そういうものに反映していただきたいと思いますので、ぜひ現場を見る姿勢というのをお願いしたいと思います。

最後は東日本大震災に関してですけれども、大震災の後、すぐ資本注入ができるような制度にさせていただいたことは、被災した地域の金融機関にとってよかったと思うのですが、これからの問題は、現地の金融機関がこれから貸し出しを始めるわけですが、そのときに二重ローンを抱えた方とか、あるいはとにかくゼロからスタートしなくち

ゃいけないわけで、そういう金融機関のこれから検査というのをどういうふうにやっ
ていくかというのは、非常にこれから問われているところではないかと思
います。あまり厳しくしますと、東北の被災された地域に資金が行かないこと
になり、緩め過ぎると今度は何年か後に、異常に不良債権が増えるとい
うことになります。そういう中では銀行からの貸し出しばかりでなくて、
地域のファンドとか別のチャンネルを通じて資金がそこに提供される。
寄附を集めた資金でもいいと思いますし、さまざまな銀行以外のそういう
資金の提供チャンネルというのも考えていただいて、多層的なところから
被災地に対してお金が行くような方策を考えていただければと思
います。以上です。

○富田座長 翁委員、吉野委員、ありがとうございます。それでは金融庁側よりご回答
いただきたく存じます。

○細溝監督局長 監督局長の細溝でございます。よろしくお願
いします。幾つか監督局関係のご質問がありましたので、ご説明を
したいと思
います。まず最初に翁委員から、欧州周辺国のこれからの情勢が流動
的で、マクロプルーデンスが大事だけれども、どういう体制で対応し
ようとしているのかというご質問がございました。オン・オフ、それ
ぞれ一体となっ
ていろんなモニタリングをやっております。それは例えば総務企画局
の市場分析室ですとか、監督局の監督企画室、検査局でも企画情報
分析室というの
があります。お互いに併任を掛け合
ってマイクロからマクロまで見ようということにして
おりますが、その中でマクロプルーデンスの観点では、監督局では
監督企画室でモニタリングデータを徴求したり、ヒアリングを通
じて金融機関が抱えるリスクの把握に努めていると。それから日本
銀行とも連携して金融市場や金融機関の財務の状況について緊密
な情報交換を行
っているというところでござ
います。

人的にも、監督局と総務企画局に併任で3人民間のエコノミストをマ
クロの経済分析の専門家として配置するとい
ったことで体制を強化しているというところ
でござ
います。

次に預貸率の話がござ
いまして、預金が増えるわりに貸し出しがそんなに増えないと。
何かと。こういう話ですが、おっ
しゃいましたようにマクロの資金循環がある
ので、マクロ経済やまた各金融機関の
とっているビジネスモデルによ
っても変わってくるので、預貸率が一律に
この率がいいと言
うつもりはありません。ありませんが、当
方がいつも申し上げているのは、金融機
関がまさに顧客のニーズ、それから事業
内容に即した資金を供給するとい
うことで実体経済や企業のバックア
ップ役を果たしていくことが重要だ
と。そういった意味で金融仲介機能を
きちんと発揮してほしいとい
うことは常に監督等で申し上げて

いるということでございます。

それから国債の大量保有でございます。信用リスクとしては国債はあまりないにしても、金利リスクはある、という商品なものですから、例えば今年の監督方針では、「国債などの債券の比重が高まっている一方、金利水準は相当程度低い状態が続いている。こうした状況を踏まえて、例えば長期金利の上昇の場合のリスク管理への影響が検討されているか、などリスク管理体制を引き続き注視する」という形で、こういった資産で運用するにせよ、それに特有のリスクがあるので、そのリスク管理をきちんとやってくれということで、言っております。そういった形で金融機関の財務の健全性の確保には努めてまいりたいと思っております。

それから円滑な金融をやることで倒産防止になるのはいいのだけれども、企業再生に取り組みにくいのではないかとといった論点でございますが、地域密着型金融につきましては監督指針を今年の5月に改正しております、これは債務者が置かれている状況というのはさまざまであろうと。アーリーステージのものから、もうクロージングの人もいるだろうと。中には企業再生にはちょうどいいといったステージの人もいると。そういった債務者のライフステージに応じたソリューションを提供する、提案するというのを金融機関に促しております、そうした中では例えばDESやDDS、DIPファイナンスを活用するとか、経営再建計画でとどまらないところは、要するに例えば企業再生支援機構を活用するとか、そういったような形で、その債務者の個別の状況に応じた対応をしてほしいという中で、企業再生にも積極的に取り組んでほしいということを申し上げております。

それから吉野先生からのお話で、今の貸し出しのところは今の感じでございます、どちらかというと、おっしゃったように需要側の要因が強いというのを私どもも思っておりますから、ただ金融界に対しては、それぞれの顧客のニーズに応じてきちんと資金の仲介機能を発揮してくれというのは言っております。

それで、マクロのショックが日本のシステムにどう影響するかとかいう話でございますが、先ほど申し上げましたように、マクロプルーデンスの話は庁内挙げて取り組んでおります、それらがどういう波及経路で日本のシステム、日本の個別金融機関にどう影響してくるか、個別金融機関にどう影響してくるかというところは、監督局が個別の金融機関といろいろ意見交換をしながら日々ヒアリングなり意見交換をしているというところでございます。

最後に現場を見てほしいというお話がございまして、これも監督局だけではありません

が金融庁全体で、例えば地方で業務説明会を行う場合に地方の商工会議所とか商工会とかといった、金融機関の顧客ですね。我々の行政客体は金融機関なんですが、その顧客である最終顧客は我々のエンドユーザーだと思っていますので、そういった人たちからきちんと地域の金融機関は機能していますかといったことをお聞きするという取り組みを行っております。そういった中で、こういったニーズがあるのに対応できていないのか、できているのか、そういった問題を見きわめたいと思っております。

それから被災地の話で、銀行以外のチャンネルの話がございました。私が8月2日に監督局長を拝命して、大臣の指示で、国会開会中でしたけれども被災地、福島、宮城、岩手と3県回って金融機関とそれから当地の中小企業の方々の意見を聞いてまいりました。やっぱり被災した中小企業の方々の意見を聞くと、まず欲しいのは返さなくていい金で、次にいいのはエクイティー性の金で、その次がローンだと。ローンでも公的金融のような金利の安いローンもあるということをおっしゃっていました。ということで、金融機関には私は個別のソリューション、まさに今申し上げたことの被災地版なのですが、被災者が置かれた状況は千差万別で、被災者ごとに特性があって、それぞれに出口といいますか、この災害からのエグジットがあるはずだと。そのベストソリューションがあるはずだと。その中には銀行ローンだけではなくて、補助金でありますとか、いろんなファンドからのエクイティーでありますとか、公的金融でありますとか、そういったものがあって民間のローンがあるだろうと。で、被災者は一々そういうことは、あまりよく知らないことが多い。したがって金融機関が一番身近にいるのだから、そういったトータルなソリューションを支援してほしいというのは各金融機関にお願いしてまいりました。そういった形で金融機関サイドもこれからいろいろご相談を受けたら、きめ細かく対応してくれるのではないかと期待しております。監督局からは以上でございます。

○森本総務企画局長 総務企画局長の森本でございます。まず翁委員から日本の金融市場の国際化、グローバル化、あるいは日本の金融機関の競争力強化をどのように図るのか、また、今後の取り組みについてご意見がございました。我々のまず認識としましては、確かに日本の金融市場は、国際的に見まして、実態として香港、シンガポールの後塵を拝しているような状態でございますし、日本の金融機関も国際的な活動が必ずしも活発とは言えないといった状態だと認識しております。

こうした中で、金融庁は現在、政府の新成長戦略のもとで、金融戦略に取り組んでおります。この金融戦略は、金融の役割としまして、企業・産業を支えるということと、金融

セクターそのものが成長産業として経済をリードするという考え方に基づいておきまして、この金融戦略を進める観点から昨年末にアクションプランをまとめまして、現在その施策を進めておるところでございます。

さらに、直ちに取り組めるさまざまな施策、これはアクションプランでやっておるわけですが、より中長期的な観点から我が国金融セクターのあり方をよく検討する必要があるのではないかとということで、現在金融審議会で、我が国金融業の中長期的あり方をワーキンググループで検討しております。そこで、現在、経済環境として、新興国の経済成長が著しいでありますとか、我が国企業も海外進出を積極化しているといった状況に応じた我が国金融業の国際競争力のというものを具体的にどう強化したらいいのかといったことを検討しておるところでございます、またこの場でもその検討結果をご報告できればと考えております。

次に、翁先生からADRについてご指摘いただきました。私どもも昨年10月から実質的にADR制度を発足いたしまして、これは貸金業も含めて多くの業界でADR機関を発足していただいたことは極めて意義が大きいと考えております。この金融ADRの活動がより有効に機能するために、先生ご指摘のように周知活動、これが重要だと考えておきまして、金融庁といたしましてもパンフレット、「金融機関とのトラブルを抱えている利用者の皆様へ」という名前ですが、これを作成しまして全国の自治体に配付するなど、より関係する方に金融ADRを使っただけのような活動に取り組んでおるところでございます。また、金融機関の実際に苦情・紛争を抱えたお客様への、金融機関の対応、ADRを適切にご紹介いただくといったこともきちんと我々としては見ていきたいと考えております。

吉野先生から、金融の技術革新のためには金融商品もある程度プロ向けとアマ向けと分けて、プロ向けに対してはより技術革新を行いやすくしたらどうかというご指摘をいただきました。

金融商品取引法というのはご存じのように、本来規制の柔軟化ということで、プロ向け、一般向けというのを意識して、そこは柔軟に対応できるようにする、そういう考え方に立っております。実際には、特に行為規制、これは一般向けにはきちんとリスクを説明しないといけないが、プロはその点はよくわかっているからあまり説明しなくていいといった点については比較的定着していると我々は考えております。他方それ以外の、先生ご指摘の金融商品でありますとか金融サービスについて、これをうまく差別化して、もともと金融

商品取引法をつくったときの柔軟化の実が上がっているのかという点については、確かにまだ完全に実が上がっていない点もあると考えております。

具体的には、プロ向け市場というものを作っていますが、TOKYO AIM等ですね、これはなかなか実績が上がってないということもございます。またプロ向けの金融業というものも幾つか作っていますが、これらは弊害も生じておりまして、なかなか十分に趣旨に沿った実績を上げているとはいいいがたい点がございます。我々としましても、そうしたプロ向けの金融サービスをやはり充実しないといけないということで、今年の金商法改正でも、プロ向け投資運用業という新たなカテゴリーをつくりまして、そうしたサービスの充実を図っておるところでございます。

そういう状況でございますので、我々としましては先生のご指摘のような点を念頭に置きまして、さらに金商法本来の趣旨の、規制の柔軟化ということに努めていきたいと考えております。私からは以上でございます。

○佐々木検査局審議官 検査局から何点かお答え、ご説明させていただきます。先ほど吉野委員から個別検査の中でマクロ的な分析をしてはどうかというご意見がございました。それから翁委員から、先ほど監督局のほうで答えておりますけれども、マクロプルーデンス的な観点での分析の重要性についてお話がございました。いずれも検査局にも関係いたしますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

この報告書の中でも書かせていただいておりますけれども、昨年から検査の結果の分析ということを強化しております。検査は原則個別の銀行、個別の金融機関ごとのミクロの検査になりますけれども、そのミクロの個別の検査の結果を横断的に見ますと、業界に共通する問題あるいは金融システムに底流するリスクといったものが散見することができます。現在、昨年から個別の検査、大体年に4回転、四半期ごとに行われますけれども、その各四半期ごとに個別の検査の横断的な分析をいたしまして、そこから共通するリスク・問題の抽出の観点での分析を行っております。そうした分析結果につきましては金融庁の関係部局と共有する、さらには個別性がございませんので、むしろ業界団体との意見交換などを通じまして、こうしたところに共通するリスクがある、あるいは今後のリスクとしてこういう事象があるのではないかとといった情報発信をしております。こういった形で、個別のミクロの検査を通じたマクロ的な観点での分析、それによってマクロプルーデンスの観点での分析にプラスになるような運営を行っております。

それからマクロ的な市場の動き、これがどういう影響があるかといった観点をもとに、

例えばこういう市場の動きが続くと金融機関ではこういうリスクになるのではないかといったフォワードルッキングな、先を見た検討を行っております。こうした検討につきましては検査の基本方針、さらには個別の検査計画、どこの金融機関のどういう分野を見るのかといった点でも、十分参考にしております。

こうした、マクロからミクロ、ミクロからマクロといった流れをより一層インスティテューショナルに組織立って構築していくということが現在取り組んでおるところでございます。引き続きこうした点は意識的に取り組んでいきたいと考えております。

○細溝監督局長 吉野先生から、預金保険の名寄せの話が出ていました。現行の名寄せは、ご案内のとおり各金融機関から預金者データを預金保険機構が提出してもらって、実際の名寄せ作業は預保が行うということになっておりまして、個別金融機関にはそんな過度な負担にはなっていないと思っております。ただ、今年の通常国会で改正されましたが、これまで決済用預金の円滑な払い戻しを行うための措置となっていたのが、一般預金も含めた預金の円滑な払い戻しを行えるように、破たん後、預金保険制度により払い戻し可能な部分と払い戻しできない部分に速やかに分別管理できるような体制整備を金融機関に求めるといったこととかいった所要の規定の整備をやっております、そういった形で、これはもう公布はされていますが、施行はまだなんですけれども、そういった形で現在金融機関側もいろいろ準備を進めているということでもあります。

預金の定額保護のもとでの名寄せ作業というのは重要だと思っております、金融機関と預金保険機構が連携しながら、その効率化に向けて作業を進めていくということを私どもは期待しているという状況でございます。

○河野金融国際政策審議官 吉野委員からご指摘がありました、国際会議ないし国際的な各種の場において、我が国がどうやってリーダーシップをとっているかという問題ですが、そういう意味ではIOSCOの専門委員会の議長にこの4月に就任させていただき早いものでもう半年近くになりますが、いかに大変なものかというのを非常に痛感しております。その理由は、四六時中各部会の議長はもちろん、事務局からもいろいろな指示を仰いでくることがあります。特にこの金融危機を経て、非常に各国の利害が対立する場面がある一方、やはりグローバルなガバナンスという点では先進国だけで物事が決まる時代ではありません。新興国との関係、そしてその新興国にとって説得力のあるルールなり方針をどう示せるかという点がありますので、リーダーシップの発揮ということについては、さらに精進をしつつ努力をしたいと思っております。この場合、日本の狭い意味での国益

だけを主張していたのではなかなか相手にされないため、やはりリーダーシップをとるためには、グローバルに何が目指すべき姿なのか、1つのビジョンのようなものを持って全体をリードしていくことが必要であり、大変なチャレンジだと思います。

その上で、1点だけ申し添えさせていただきますと、こういった議長職なり副議長職なりを1つ1つ積み上げていく中で、各国に知られた存在になるためには、人材の育成という観点から、かなり早い段階から取り組んでいく必要があると感じております。それは金融庁にとどまらず、民間の力というものがベースにあって初めて国際交渉というもので影響力を持ち得ますし、金融業界にとどまるものでもありません。例えば、公認会計士の世界であれ、それから幅広い産業界、そして金融庁にとどまらない政府全体として、やはり人材力の強化、それも国際的な観点からの強化ということが必要であると思います。採用から始まり、人事ローテーションの上でのいろいろな制約もありますが、そういったものを克服しながら引き続き努力をしまいたいと考えております。

○森総括審議官 最後に金融教育につきましてですけれども、金融教育の重要性は翁委員ご指摘のとおりだと思います。やり方につきまして、一般的な金融リテラシーを上げるための取り組みとか、お話がございましたようにADRの広報など、個別の金融庁の施策についての広報と、多岐にわたるわけがございますし、またやり方につきまして、我々独自でできることと、それから関係団体とか関係省庁の協力をお願いすること、チャンネルについてもいろいろございますけれども、限られた予算の中ではございますが、いろいろな手法とか知恵を使いつつ、金融教育の一層の充実に努めてまいりたいと思っております。

○富田座長 翁委員、吉野委員、よろしゅうございますか。それでは島崎委員、神作委員、お願いいたします。

○島崎委員 ありがとうございます。島崎です。全体の実績評価について、この評価書の概要というものが配られましたけれども、この中で昨年度から改善しているのが単年度で1点と、それから中長期的な観点では1点ということで、いずれもこれらについては納得できる改善があったと思いますが、一方この3年間の比較を見ると、依然としてBの状態にある、あるいは類型IIの状態にあるというものが何件かあるわけです。この辺のところについて、今後どのような方向で臨むのか、来年度もこのままでいいのか、何か具体的な改善を図るための施策はあるのかなどについて、もう少し突っ込んだ検討が必要なのかなと思います。この中で人材の関係については、後程意見を申し上げたいと思いま

す。

全体を読ませていただいた中で、何点か意見と質問をさせていただきます。第1点は、国際的なルール策定への貢献ということでございます。先ほど既に他の委員からも質問があり、河野さんからご説明がありました。この1年、金融庁では国際関係の人員増強を図り、具体的な成果としてはIOSCOの専門委員会議長ですとか、IAISの執行委員会副議長への就任のような、今までなかった、非常に重要な職につかれたということがあります。一方では金融庁挙げて国際対応を行なうための人員の強化も図ってきたと思います。

1つ質問としては、いろいろな会議への出席がどの程度この1年で増えてきているのかということについて説明いただきたいのが1つ。それから新興国との関係が非常に重要だと先ほどお話がありました、トルコとかサウジまで含めたアジア諸国がG20参加国でかなり大きな比率を占めており、先ほど来お話あった、欧州でのソブリンリスクの問題などについて、イタリア等の国債引受について新興国がもっと積極的に協力するという話もあるわけで、新興国の国際的な金融市場における存在感が強まってくると思います。その中で日本がいかにしてリーダーシップを発揮していくか、なканずくアジアの、中東も含めたアジア・中東の新興国との関係において、我国の存在感をいかに高めていくのかについて何かお考えがあればお伺いさせていただきたいと思います。

それから2点目は、会計制度の整備と定着ということで、施策の2-(3)のところ及び23年度の実施計画の一部見直しについてご質問させていただきたいと思います。G20の要請である、単一で高品質なグローバルな基準の設定に対して我が国としても積極的に関与してきたこと、会計基準のコンバージェンスを継続的に取り組みIFRSの任意適用を認めたことなどから、日本の金融・資本市場の公正性とか透明性が確保されたとの説明がありますが、これはまさにそのとおりだろうと思います。

さらに、我が国の金融資本市場の国際的な位置づけという点ですが、韓国、中国、香港、シンガポールなどアジア諸国の市場が非常に活況を呈し成長著しい中で、日本の金融資本市場の競争力強化をどう図っていくかということです。それがリスクマネーを外から呼び込んでくるということにもなるでしょうし、先ほど吉野先生からあった、技術革新に基づく新しい金融商品の開発とかにも結びついてくるわけです。そういう市場にしていくというために、会計制度の整備という点でどういうことを考えていかなければならないのか。今年度の取り組みのところにも書かれているようなことで十分なのか、具体的な形が見えないなという感じが少々するわけです。

それで、先ほど配られた23年度の横書きの資料で7ページを見ますと、23年度の計画がかなり大幅に書きかえられているわけですが、これで基本的な議論を行なうということなので異論はありませんが、修正前では実施計画がかなり具体的に書かれているわけですね。例えば金融庁はASBJによるコンバージェンスに向けた取り組みを支援するとか具体的なことが書かれているわけです。かつ、何をもって評価をするかということについても、従来ですとコンバージェンスの進捗とか、国際会議への出席がどうだったか、これらをもってパフォーマンス評価しようということですが、新しい評価の指標を見ますと、審議会の議論の展開状況を参考指標とすると書いてありまして、どういう議論の展開になると、評価がプラスになるのかよく分かりません。これだと評価するときには困るのではないのか、もう少し具体的なものがなければ、という感じもしながら、読んでいたわけです。この辺の大きく見直した背景なり、特にコンバージェンスについてはやめることも含めて議論していくということなのか、少しご説明いただければと思います。

3点目は公認会計士の監査の充実・強化という施策の2-(5)ですが、この評価書にもありますとおり、懇談会での議論を踏まえたこの中間報告をパブリックコメントに出して意見をもらうという過程で会計士試験合格者の活動領域の拡大を図るとか、金融庁の行政対応の透明性の向上につながったということですが、これはそのとおりだろうと思います。改正法案の中で、この公認会計士法のところだけが除外されて法案が通ったということですが、行政当局としてそれをどう評価するのか、更に来年度はどうお考えなのか。いろいろな課題があって取り組んできたが、今回はそれが見送られたわけですが、今後はどういう方向で考えていくのか、これについてご説明いただければと思います。

4番目は人材の育成でございますけれども、これはなかなか難しい問題だろうと思うのです。基本的にはそれぞれの団体や、企業が必要な人材を育成するということなのでしょうが、行政が関与して育てていく人材像というのはどうなのかと。それは、一団体、一企業では育成できないような人材だろうと思うのですが、そういう人材像というものがもう少し明確にならないと打ち手もなかなか決められないのではないかと思います。経済産業省などでも高度金融人材の育成のための評議会を設置していますけれども、経済産業省がああいう細かいところまで入りこんでやるのかという議論もあるわけで、金融庁の場合でも金融庁として関与して育てていく人材像というのはどういうものなのか、もう少し具体的なものを考えていかないと、なかなか前に進まないのではないかなという感じがいたします。

最後は、今回の評価書とは関係ない話ですが、監督局の検査などにも関係するのでお伺いします。今回の震災を契機に、改めて事業継続のためのプログラム等々について、金融機関だけでなく企業でもいろいろ議論され見直されています。金融庁の監督マニュアルの中でも、そういうことをきちっとチェックすることになっていますので、個々の検査においては確認されていると思うのですが、その辺のところについての状況を伺いたい。それと今回の大震災のようなものが首都圏で起こった場合には、個々の金融機関だけではなくて、金融機関全体の問題になってくると思います。業界全体の問題になってくると思うのですが、業界として例えば取引決済システムのバックアップ対策とか、コンティニューエーションの策定などについてどうなっているのかということです。証券業界や銀行業界ではどういうことになっているのか、この震災後何か具体的な指示をされているのか等も含めまして、ご説明いただければと。以上です。

○富田座長 どうぞ。

○神作委員 東京大学の神作でございます。よろしくお願いいたします。私は法律を勉強しておりますので、法律家の観点から1点、全体を通じてのコメントと、それから具体的な施策につきまして4点コメント及び質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1は、ルールの整備、あるいはルールの創設自体をどのように評価するかという問題であります。具体的な例を挙げさせていただきますと、施策のⅡ-1-(1)「金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底」におきまして、ルールの整備自体をどのように評価するかという問題があると思っております。私個人の意見としては、もちろんルールをつくっただけでは直ちに評価に結びつかない、それが実際に適切に運用されて初めて評価の対象になるという考え方もあり得るかとは思いますが、しかし良いルールが整備されていて初めて適切な運用等が可能になるという関係にあるわけですので、ルールの整備自体をきちんと評価の対象にすべきではないかと思っております。そのような観点からいたしますと、例えば91ページの投資者保護の確保のための政令・内閣府令の公布であるとか、あるいは93ページの閣議決定自体について、評価の対象として取り上げられていることは、正当であり、利用者保護の充実に資するという肯定的な評価が下されていることもまた適切であると思われまます。

続きまして具体的な施策に関連して4点ほど、ご質問あるいはコメントさせていただきたいと思っております。第1は今のところ、施策のⅡ-1-(1)でございますけれども、93ページ下から5分の1ぐらいの(2)「改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等」についてで

ございます。改正貸金業法は、貸出可能限度額に関する総量規制という世界的に見てもユニークな規制を含む、注目すべき利用者保護ルールを創設したわけでございますけれども、それだけに当該ルールの実効性及びその効果については疑問を呈する向きもあったところであると認識しております。実績評価書（案）では、円滑な実施のための施策など、借り手の目線に立った10の方策を取りまとめたり、あるいは改正貸金業法等のキャンペーンを行う、さらには改正貸金業法フォローアップチームを設定し、制度の周知徹底、実態把握、点検等を行ってきたといった事実を挙げた上で、貸金業者にかかる苦情等受け付け件数の減少、及び無担保無保証借入残高のある者の、1人当たりの残高金額が、それぞれ21年度比15.8%減少しているということにかんがみ、肯定的に評価したということであると思われまふ。この点について、無担保無保証の借入残高の1人当たりの残高金額というのは、この95ページの資料2を拝見いたしますと明らかに逡減しており、改正貸金業法の実効性を示しているようにも思われまふ。

他方で苦情等につきましては、件数から見ると圧倒的に多い「その他」、これは95ページの資料1でございますけれども、例えばこの「その他」の中に、総量規制によって借入れを受けたり、あるいは継続することができなくて困ったと、といったタイプの苦情が含まれていたとすると、評価の仕方が変わってくるように思ひます。「その他」の中にそのような苦情等が含まれていたのか、いなかったのか。含まれていたとしたら、どの程度含まれてきたのか、苦情等における「その他」の内容について、さらにお尋ねしたいと思ひます。

また、同じく施策Ⅱ-1-(1)に関連しまして、6の(7)、ページで申しますと100ページ以下でございますけれども、「震災に伴う利用者の便宜を考慮した特例措置等について」の中の「イ.金融上の措置について」について若干お尋ねしたいと思ひます。通帳等を喪失した顧客へ可能な限り便宜措置を講ずるということを要請し、また保険金の迅速な支払いの要請がなされ、金融機関において適切な対応がなされたということが、100ページから101ページにかけて評価されております。そしてこのような柔軟な措置がとられ、金融関係団体によつて的確に実践されたということは、それ自体大変高く評価すべきであると思ひますけれども、他方で法律家としましては濫用的な事例のようなものがなかったのかということが、利用者間の公正、平等性という観点から若干気になるところでございます。このような柔軟な措置の結果、何か濫用的な事例というものがあつたのかどうかということについて、情報等をお持ちでしたら、教えていただければと思ひます。

続きまして施策Ⅱ－２－（１）についてのご質問でございます。１４５ページ以下ですけれども、６の（３）、「検査の実施」１４５ページの資料５を拝見しますと、２０事務年度から２２年度にかけて、検査の実施件数が減少していることが伺えます。検査対象先の選定につきましては、監督部局から幅広く情報を収集・分析し、選定しているということが１４４ページに記載されておりますけれども、そういった検査対象先の選定の結果、検査実施件数が減少しているに理解してよろしいのか、それともそもそも監督の対象となる、例えば業者の数が減少しているという事情があるのかどうか。あるいはまたその他の何らかの制約等があるのか、証券検査の実施件数が減少しているということについて、どのような背景があるのかについて、教えていただければと存じます。

また１４８ページの資料８におきまして、「課徴金調査に係る勧告がなされたもの」についての統計が挙げられています。また１５１ページでは犯則事件の告発の実施の状況につきまして、データが挙げられておりますけれども、これらの課徴金と告発につきまして、重複するものがあるのかどうか。課徴金と犯則事件の告発というのは何らかの考え方で分別されていると申しますか、振り分けがなされているといたしましたら、どのような考え方に基づいて取り扱いがなされているのかということについて、伺わせていただければと思います。

最後に、これは単なるコメントでございますけれども、特に日本のインサイダー取引規制は、世界的に見ると非常に独特であるということが各方面から指摘されていると思います。その特色とは一言で申しますと、形式性と明確性を非常に重視しているということであるかと思っておりますけれども、その反面、過剰規制となっている部分がある反面、過少規制になっていると思われる部分があるかと存じます。１４８ページの一番上の行の記述では、第一次情報受領者によるインサイダー取引事件の勧告件数が、真の内部者、会社関係者や公開買付者等関係者による事案のケースを上回っているということが指摘されております。この理由として、たとえば会社関係者等につきましては会社の内部で相当法令遵守体制等の整備が図られたということが一つ要因ではないかと推測いたしますけれども、第一次情報受領者が件数としては上回っているというデータが挙げられており、さらに日本法上は第二次情報受領者以下については内部者取引規制の対象になっていないという点が指摘されます。第二次情報受領者以下のインサイダー取引によって施策Ⅱ－２－（１）の究極の目的である「取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持する」ことに何らかの支障が生じていると感じられておられるようなことがあるのかどうか。どのような努力がなされ

ているのか、可能な限りでコメントをいただければと思います。

3番目は施策のⅡ－2－(2)でございます。160ページで、第二種金融商品取引業協会の設立について記述がございまして、これ自体は大変望ましいと思われましても、他方で第二種金融商品取引業には多種多様な業務が含まれているように思われます。そこで、データとして第二種金融商品取引業協会への加入率について、お伺いしたいと思います。また、非常に均質でないと思しますか、多種多様な業者が含まれていることとの関係で、第二種金融商品取引業協会と意思疎通を図るに当たって、何か金融庁として留意されているというようなことがあるのかどうかということをお尋ねさせていただきたいと思します。

最後に、施策のⅢ－1－(2)でございますけれども、決済システム等の整備・定着に関連いたしまして、東日本大震災では決済システムの頑健性がまさに試されたという側面があるかと思します。その前の大震災であります、阪神・淡路大震災の場合には、手形交換等について決済システムが混乱したというような報道等がなされたと記憶しておりますけれども、今回はそういった手形交換を含めて、決済システム等について非常にフォータルな危機が生じたというようなことはあまり聞かなかったようにも思われます。これはそのような認識で正しいのかどうか。また阪神・淡路大震災を教訓に何か必要な手当てが講じられたというようなことがあれば、そういうことも含めてご教示いただければと思します。私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○富田座長 それでは金融庁、ご回答よろしくお願いたします。

○細溝監督局長 まず島崎委員から、大震災、首都圏直下型のようなことが起きたときに、業界全体の問題となるのではないかというご指摘がございました。今般の東日本大震災を受けて、各中央官庁が自分たちのBCPを見たときに、この建物で執務ができないことを想定していないということがわかりまして、現在政府を挙げて、この震が関全体でどういうふうなBCPが考えられるかといったことを考えておりますが、当然そういったときにご案内のとおり、この首都圏にある金融機関もみんな被災しているというような状況だと思しますので、そうしたときにこの経済中枢をどうやってBCPを考えるのかといったのも、その中でそういった金融機関だけではありませんが、いろんなところから意見交換を始めて、検討を始めているというのが今の現状でございます。

それから神作先生から、貸金業の総量規制の苦情ですが、「その他」が2万5,000件余ございますが、そのうち総量規制に関するものが843件となっております。ただ総量

規制を22年6月に導入いたしまして、3カ月ごとに、7月から9月が390件、10月から12月が171件、23年、年明けまして1月から3月が90件ということで、減少傾向でございます。内容としては総量規制で困っているとか、なぜ改正したんだとかいうようなことも言われているとは聞いております。

それから震災関係で2件ございまして、まず、乱用的なものはなかったかということでございます。ご案内のように震災が発生したときにまさに金融上の措置を要請しております。それらは適切に講じられていると思っております。現在までのところ、金融機関において、金融上の措置を適切に講じており、特段の乱用的な事例はなかったというふうに承知しております。

それから阪神・淡路と今回の東日本との違いでございますが、私どもも特段、例えば阪神・淡路のときに手形交換をめぐる混乱が生じたという記録はちょっと残っていなかったもので、なかなか原因がわからないのですが、例えば阪神・淡路の場合は火曜日の朝でございました。したがってまさに営業日でございますので、その日、それから翌日からどうするのかといったことが問題になったのに対しまして、今回の震災はたまたま金曜日の午後3時前だったと、金曜日の業務が閉まる直前だったということでありまして、そこから土日にかけて、土日はまさに手形交換はしませんので、土日にかけて復旧ができたということで、あまり大きな混乱という報道もなかったのではないかと推測しております。監督局からは以上でございます。

○佐々木検査局審議官 島崎委員の先ほどのBCPに関連いたしますご質問に関しまして、今の監督局の説明に、若干検査局から補足をさせていただきますと、従来からのBCPにつきましても、システムリスクとの関係で検査の中で見てきておりますけれども、今般の大震災を踏まえまして、またそれに伴うシステム障害が発生したという銀行もございます。したがって、先般公表いたしました検査基本方針の中ではシステムリスクについて従来以上に詳細に踏み込んで検証するという、それからBCPにつきましても、その見直しを行っているかどうかを含めて、これを重点的に検証するということとしております。また先ほど指摘のとおり、個別の銀行のシステムの問題にとどまらず、それが金融システム全体に及ぼすリスク、こういった観点からも検証をしておりますほか、例えば全銀ネットのように各金融機関が使います、また金融システムの基盤でありますインフラ、これについても検査の対象でございますので、こうした点での検査を現在行っているところでございます。

○森本総務企画局長 総務企画局からお答えいたします。まず島崎委員のほうから、Ⅱ－２－（３）の会計制度関係について、我が国金融市場の国際的位置づけということも考える必要があるのではないかと、またこの２３年度の実施計画の内容が変更になっているわけですが、具体的な実施内容がむしろ無くなっている点について、どう考えるかといったご指摘をいただきました。まず我が国の会計制度を考えるに当たって、我が国金融市場の国際競争力を高め、アジアの中でメインマーケットになるというのが現在の金融戦略の目標でございますので、そうした観点からも考えなければいけないというのは全くご指摘のとおりでございます。今後、２３年度の実施内容に書いてございます企業会計審議会ですと主として我が国へのＩＦＲＳの適用のあり方を検討するわけですが、その場でそうした観点は検討する必要がございますし、それで十分でなければ他の、我が国金融市場の国際競争力といった観点で検討する場である金融審議会でも、規制のあり方というものは視野に入っておりますので、そうした場も含めて検討してまいりたいと考えております。

それからこの実施計画の変更についてでございますが、変更の基本的な理由は実施計画策定後、大臣談話も出ましたし、企業会計審議会での審議が本格的に始まったということ、かなり前提が変わったことから書き直させていただいたわけです。特に委員からご指摘のあったコンバージェンスの点につきましては、企業会計審議会の検討項目にコンバージェンスの今後のあり方についても議論するということになっておりまして、そうしたこともございますので、この具体的なあり方は実施内容からはむしろ削りまして、企業会計審議会の議論の中にいわば溶け込ませた形にさせていただいております。

それから、そうした具体的な実施内容がないと、評価がしにくいのではないかとこの点につきましては、ご指摘のような点も確かにあろうかと思っております。そこで、この企業会計審議会の議論の展開状況が参考指標になっておりますが、これはまさに、ここに書いてありますような内外の情勢を踏まえた総合的な議論、実のある議論がなされるかどうかということが問われると考えております。

それから次に、同じく島崎委員から、公認会計士の活動領域の拡大に関しまして、まず２３年の金商法改正法案、これは政府提案いたしましたところでございますが、その中で公認会計士法関係が国会の審議の過程で削除になったという点についてどう認識しているのかというご指摘がございました。この点に関しましては、政府として法案を提出した立場から、やはり法案の内容に至らない点があったのではないかと認識しております。他方、この公認会計士の活動領域の拡大の問題に関しましては、国会でも附帯決議をいただいて

おりまして、引き続き行政上可能な対応は、図るようというご指摘をいただいております。我々としましても公認会計士試験合格者が待機状態になっているといった問題に対しては、何ら解決しておりませんので、これは我々としてできる限りの対応を、現時点でも図る必要があると考えております。

具体的には以前から公認会計士協会や経団連、金融界の関係者との間で意見交換会というものを開いておりまして、そこでこれまでもアクションプランをまとめまして、例えば企業向けの説明会、つまり公認会計士試験に合格した方の進路が必ずしも監査法人だけでなく、企業にも向くようという活動を行ってきたところでございます。こうした意見交換会を先月再開いたしまして、さらに実行可能な対応策はないかといった観点から検討を関係者との間で進めておるところでございます。本年も11月にはまた合格発表がございまして、新たな試験合格者が生まれるわけでございますので、そうしたことに対応できるように検討していきたいと考えております。

それから神作先生から、まずルール創設それ自体も評価の対象にすることが望ましいというご意見をいただきました。私ども企画部局といたしましても、全くそのとおりに考えておるわけございまして、確かに効果の測定の点については単にルールをつくれればいいということではないわけございまして、その辺については工夫の必要があろうかと思っておりますが、他方業務の管理という意味では、ルールの策定とその執行というものはある程度分かれておりますので、そのようなルールの策定そのものをやはり評価対象にすることが、政策評価の観点からも有意義ではないかと考えております。

次に神作先生から、第二種金融商品取引業協会について、ご質問をいただきました。その加入率でございますが、実は現在この第二種金融商品取引業協会というのは昨年11月に設立されまして、それが自主規制のすき間を埋めるということで我々も非常に重要な成果だと思ひまして特筆大書されておりますが、実際に金商法上の認定を受けて自主規制機関として業務を開始したのは今年の6月でございます。そういう意味では現在は加入業者数は実は30社、これはいわば創設メンバーのような形でございます。そして現在、この第二種金融商品取引業協会は加入促進の取り組みを始めつつあるところでございます。この協会に加盟いたしますと、先生ご指摘のように、大変多種多様な業者が対象なわけですが、例えば勧誘であるとか広告であるとか、それらに関する自主ルールを遵守しないといけないわけございまして、ある程度体制が整っていることが前提となります。そうした意味で、協会といたしましては多種多様な業者を審査しながら、また業者から見ますと体制を整え

ながら加入が進んでいくと考えておるところでございます。

それからこの第二種金融商品取引業協会との意思疎通ということでございますが、これは他の協会と同様に、日常的な各種の打ち合わせをしておるところでございます。実はこの第二種金融商品取引業協会創設に当たりましては、現在の金商業協会のサポートを受けておりますので、そういう意味で打ち合わせ、意思疎通も比較的円滑に進んでいると考えております。以上でございます。

○河野金融国際政策審議官 島崎委員からのご指摘の件ですが、手元に持ってまいりました計数を見ると、国際部門における、例えば、国際会議、出張旅費の決算ベースの数字で平成21年度から22年度、23年度見込みまで毎年2割程度、あるいは人員においても、その国際部門の人数としてやはり2割強、21年度から22年度、23年度と毎年増やしていただいておりますので、厳しい財政事情のもと、こういった増強を図っている中で、どういう成果が上がっているのかということのお尋ねかと思えます。もちろんかなりの部分は国際的な金融規制改革、金融危機の再発を防止するための一連の国際会議の対応ということで必要とされた部分ですので、それは直ちに我が国の金融業ないし金融市場の国際競争力の強化というものと結びつくものではありませんが、国際金融市場全体を強固なものとし、金融危機の再発を防止するという観点から長い目で成果というものを見ていただく必要があると思えます。

他方、ご指摘のありました新興国との関係、それから規制強化とか金融機関の強化といったものではなく、競争力強化ないしは市場の活性化に結びつくような事業としては、お手元の分厚い資料の中では、82ページ以下のところで、アジア域内の金融・資本市場の整備への協力とか、あるいはさまざまな金融自由化交渉、金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調、こういったものへの参加というような事業がここに挙がっております。このあたりの事業については、もちろん定量的にその成果を把握するということは必ずしも容易ではありませんが、この厳しい財政事情の中で充実を図る方向で進めており、今年度はいわゆる「元気な日本復活特別枠」ということで、アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調推進事業で、5,000万円弱の予算をちょうだいし、一連のアジア諸国の関係者を我が国に招聘したコンファレンスの開催とか、あるいは逆に我が国からアジア諸国への調査団等の派遣といったことにおいて、この予算を活用させていただきたいと思えます。こうして、さらにアジア金融・資本市場の活性化ないし統合の推進ということに力を入れさせていただきたいと考えております。

今後につきましては、繰り返しになりますが厳しい財政事情の中でさまざまな削減や合理化を求められておりますが、息の長い協調ないし協力ということも必要であるため、引き続き皆様のご理解をちょうだいしながら進めてまいりたいと考えております。

○森総括審議官 島崎委員からご指摘のありました人材育成についてでございますが、高度金融専門人材といったものの概念があいまいであるということをご指摘のとおりだと思います。また金融機関の業務が高度化していない中で、人材だけが高度化するというのはそもそも無理があるところではないかと思ひますし、またリーマンショックの原因となったような複雑な商品のような例もございますので、金融の高度化が必ずしも社会・経済にとって望ましいとは限らないという側面もあるかと思ひます。さらにまた政府とか金融庁がどこまでこうしたことに関与すべきか、また関与できるのかといったことにも議論の余地があるのではないかと考えております。

そういうことで、概念の絞り込みの必要性もご指摘のとおりだと思います。これはこの施策の趣旨とは少し違うかもしれませんが、やはりコアとして金融庁として重要だと思われますのは、我々が監督しております銀行とか証券会社の役職員が経営とかリスクとかについて十分な専門性を有しているということが、まず我々としてマストのことではないかと思ひます。例えばリスク管理ひとつとってみましても、やはりリーマンショックのときに明らかになりましたように、これまで相関性のあつた商品間の相関性がなくなるとか、ヘッジ資産として用いていたものがヘッジ資産として用いれないとか、想定しないようなことが起こるわけでございますし、それから今欧州で懸念されておりますのは、やはり何か金融のシステムのトラブルがあつたときにセーフティーネットになるべき国自身が問題になっているというようなことで、新しいリスクとも言えるのではないかと思ひます。そうしたシステム的なイベントのリスクというのが非常に大きくなってきている中で、リスク管理の高度化というのは必要ではないかと思ひますし、それが内製化ができないのであれば、外から人材を取ってくるということも必要になってくると思ひます。

さらには、これはリスク管理の担当者だけでなく、経営者自身がリスクなどに対するリテラシーとか感度を高めるといったことも必要ではないかと思ひます。こうした部分につきましては我々の監督とか検査によって、何らかの成果を上げられる分野でございますので、こうした面には気をつけてまいりたいと思ひております。

もう1つは、やはり我々の金融規制とか行政とか、これが意に反して、例えば金融の高度化への取り組みということを妨げていることはないかということについては、我々とし

て常に気をつけていく必要があるのではないかと考えております。

○岳野事務局長 監視委員会事務局でございますが、神作先生から3つご質問をいただいております。まず資料の145ページ、資料5「証券検査の実施件数」におきまして、20年度から22年度にかけて実施件数が減少している点についてでございます。この表を見ていただきますと、毎年の検査の件数に変動がございます。20年度、21年度のところをごらんいただきますと、3段目の投資助言・代理業者が比較的多くなっております。それから21年度につきましては第二種金融商品取引業者、これはファンド販売業者といっておりますが、こういったところの検査が多くなっております。これはこれらの業態に対しまして集中的な検査を行っていたということでございまして、投資家保護上、さまざまな問題がある業者が多かったということでございます。これらの集中的な検査の成果につきましては、1ページおめくりいただきまして、146ページのウのところでございますが、ファンド販売業者及び投資助言・代理業者に対しまして、集中的な検査で認められた問題点等につきましては、これらの結果を取りまとめて公表し、あわせて建議という形で制度改正への提案もさせていただいたところでございます。こういったファンド販売業者、投資助言・代理業者は比較的小規模で、臨店に要する検査日数が短いということがございます。

これに対しまして、22年度でございますが、22年度につきましては実はちょっと別の要因がございまして、138ページの一番下をごらんいただきたいわけでございますが、この消費者基本計画におきまして、未公開株等の取引を利用しました詐欺的な商法に対しまして、特に無登録業者による違法な勧誘行為について被害の未然防止を図るということを政府としてお約束をしているわけでございます。これを受けまして、私どもの証券検査の世界ではこの146ページ、ページが飛んで恐縮でございますが、146ページの下の方、エのところでございますが、「無登録業者による未公開株等の販売に対する裁判所への緊急差止命令の申立て」という手段を新たに活用することといたしております。これは法律改正を受けまして、昭和23年の証券取引法導入以来、一度も使ったことがなかった手段を使うということの準備を進め、昨年11月に初めての申し立てをしたところでございます。実はこの事務に相当証券検査の人員を投入したということがございまして、全体として22年度の検査件数が20年度、21年度に比べて減っているというのが実態でございます。

先生からは対象の業者数が減少しているのかというお話がございましたけれども、この

145ページの資料5に掲げておりますカテゴリーの合計業者数は約8,900社ございまして、この20、21、22年度の3年間で特に大きく変動はしてございません。8,900社ぐらいの業者に対しまして、私どもの持てるマンパワーを効率的に配分いたしまして、186社あるいは200社といった検査をしております。したがって先生から検査対象先の選定に当たってということで144ページの記述、「金融庁の監督部局から幅広く情報を収集し、その分析を」というところは、そういったことを受けてリスクベースで選定をしているということの記述でございます。この資料5に関しましては、とりあえず以上でございます。

それから次に148ページでございます。資料8「課徴金調査に係る勧告の実施状況」。それから151ページ、「資料10、犯則事件の告発の実施状況」ということで、課徴金調査及び犯則事件についてのご質問がございました。これらの課徴金勧告と刑事告発につきまして、重複するものはあるのかというご質問でございますが、これはございません。課徴金と犯則事件につきまして、どのように振り分けているのかというご質問でございますけれども、課徴金調査あるいは課徴金という手段につきましては、刑事罰と異なりまして、法律の規定に違反した者に対する金銭的負担を課す行政上の措置でございます。法令違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するための手段として平成17年から導入されたものでございまして、刑事裁判に比べますと立証の程度が軽くて済みますことから、市場における問題を速やかに是正するといったことが可能であるといったような利点もございます。

こういった刑事告発と課徴金勧告の2つの性格の異なる手段の適用に当たりましては、一言で申し上げますと事案の態様を総合的に勘案してということに尽きるところでございます。もう少しブレイクダウンして申し上げますと、問題となる法令違反行為の事実関係がどうか。それから違反行為に関与した者の地位、役割、動機あるいは故意性の問題、それから違反行為の重大性、内容なり規模なり期間、あるいは悪質性といった事案の態様を総合的に勘案して、検討・判断することとしております。

それから3番目のご質問は第一次情報受領者、第二次情報受領者の問題でございます。148ページの一番上の行に、「第一次情報受領者によるインサイダー取引事案の勧告件数が、会社関係者・公開買付者等関係者による事案の件数を上回った」という記述がございます。具体的には資料の8で、22年度インサイダー取引の課徴金勧告件数が20件でございますが、そのうち第一次情報受領者に対する勧告が12件となっているところでござ

います。これに関しまして、先生からは法制上の制約の関係で、第二次情報受領者は規制の対象外となっていて、それがいわば市場監視の観点から支障を生じると感じているかというご質問でございます。これに対して真正面からお答えすることは、なかなか難しいところでございますが、例えば監視委員会の取り組み、これまでの取り組みからご説明を申し上げますと、形式的に第二次情報受領者であるという場合であっても、例えば第一次情報受領者と共謀しているという場合には、共同正犯としての取り扱いをすることがございます。平成21年に告発いたしました株式会社テレウェイヴ株券に係る内部者取引事件などは、そのような形で第一次情報受領者、第二次情報受領者を共同正犯として告発しております。

それから課徴金の事例でもございますけれども、内部の会社関係者と会社との契約締結者という概念がございます。必ずしも会社関係者から次が第一次情報受領者、その次が第二次ということではなくて、会社関係者、契約締結者、その後、情報受領者というケースのように、形式的に第二次情報受領者のように見えても、第一次情報受領者と見えた人が契約締結者という場合が非常に多うございます、そういった形で契約締結者ということ、契約はさまざまな契約がございます。業務委託契約、あるいは守秘義務契約、その他でございますけれども、監視委員会の課徴金勧告事例におきましては、そういった会社の役職員から契約締結者、さらにその者からの情報受領者といった形での伝達が認められた結果、課徴金勧告している事例もございます。実態としては以上でございます。

○富田座長 ありがとうございます。最後に私からですけれども、もう既に委員の皆様、重要な点についてご指摘ございました。1点のみ、私から指摘させていただきたいと思っております。

基本施策、金融機能の安定の確保、そして施策目標、金融機関が健全に経営されていることとかかわる事項でありますけれども、金融円滑化法が延長されまして、企業倒産の抑制に大きな役割を果たしたものと思われまます。

また、中小企業の信用保証協会によります保証というものもなされております。こうした融資にかかわるところに政策的なものが入ってきているわけですが、それらが量的にまずどれぐらいの大きさを占めているのかということと、それらが金融機関の経営に非常に大きな影響を短中期で持っていると思うんですけれども、それに対する検査方法というのはどのようになされているのかということについて、お尋ねしたい。

○細溝監督局長 金融円滑化法と信用保証協会による保証のファクトでございますが、平

成23年3月末の全国銀行の中小企業向け貸出残高は175兆円でございます。全体175兆円ですが、一方全国の信用保証協会の保証債務残高は23兆円となっております。

それからもう1つのお尋ねの円滑化法に基づく貸付条件の変更を行った債権者でございますが、これは残高管理をしておりませんので、条件変更した額の累計でお答えいたします。その累計は32.6兆円ということになってございます。一応ファクトはそういうことでございます。

○佐々木検査局審議官 検査局から、円滑化法の施行に関します検査についてのご質問にお答えしたいと思います。円滑化法の施行以降、その円滑化法への対応について、どのような体制で金融機関が取り組んできているか、検査の中で検証しておりますけれども、今回、円滑化法が延長されまして、それを踏まえまして先般公表いたしました金融検査の基本方針の中でも、特に金融機関によりますコンサルティング機能の発揮の観点からの検査に重点を移してきております。例えば債務者の実態をきめ細かく把握した上で、円滑な金融仲介機能を発揮するための融資体制が整備されているかとか、あるいは貸付条件の変更等に際して、経営改善計画が未策定である中小事業者に対して、そうした事業者の実態をきめ細かく把握した上で経営改善計画が着実に策定できるよう支援しているかとか、あるいはその策定後の進捗状況をどのようにモニターし、また支援をしているかと、こうしたコンサルティング機能の発揮状況、これに関連します態勢を検査の中で重点的に検証することとしております。

○富田座長 それでは、本日はいろいろと貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。では最後に、本日の会議の総括といたしまして、長官より一言、よろしく願いたします。

○畑中長官 本日は富田座長はじめ5人の先生方には、ご多忙の中、2時間にわたり大変貴重なご意見、ご示唆をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。

新事務年度、ここにいるようなメンバーで精いっぱい頑張っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。本日いただきましたご意見、ご指摘については、一応担当局長等からお答えいたしましたけれども、私も拝聴しておりまして、なかなか即答できずに苦しい答弁をしているなというような大変重い課題もいただきました。そういう意味で、今日この場限りということではなくて、この1年の事務年度を通じて、いただいたご指摘については回答をさせていただくという、問題によってはそれだけの時間的なご猶予をいただきたいと存じます。

今、金融行政は大変な課題を抱えておりますけれども、本日いただきましたいろいろな論点について、一言二言、考えていることを申し述べさせていただきたいと思っております。まず優先課題といたしましては、何よりも震災復興に全力を挙げるということでございます。これまで震災発災後、さまざまなことをやってまいりましたけれども、震災直後と8月あるいは9月、足元の状況は相当大きく変わってきておりますし、地域によっても相当なばらつきがございます。例えば復興の進捗度でありますとか、金融に対する具体的なニーズも日々刻々と変わっておりますので、ご指摘ありましたように現場に感度の高いアンテナを張って、現場から情報を吸い上げて、この復興に最大限の尽力をしてみたいと思っております。

それから2つ目は、これは日本全体の話でございますけれども、金の流れが必ずしも円滑ではないのではないか、国債にばかり行っているのではないかなというご指摘がございました。私どもは国債の発行者ではございませんので、なかなかプレーヤーとして立ち回ることはできないわけですが、この金融の円滑化ということを考えた場合に、やはりこういう状況を変えるには、国債を減らすか、貸し出しを増やすか、あるいは預金を減らすかしかないわけですが、どれもなかなか難しい中で、私どもがやはり考えなければならないのは、貸し出しをいかに量的にも質的にも充実させていくかということだと思います。

そのためには1つは成長分野をきちっと見きわめて、重点的な支援をしていく必要があらうかと思っております。

それからもう1つは企業の自助努力をきちっと支援をしていくこと。中には抜本処理が必要なステージの企業もおられますので、こういったところには金融機関も相当程度負担を負いながら、抜本的な事業再生に取り組む。その際、エクイティを活用するとか、あるいはこれまで以上にコンサル機能を発揮するということが、これからさらに重要になってくると思っております。これは通常の自助努力で対応できる企業についても同じであると思っておりますけれども、相手の企業の付加価値を高めるような、この場合にはアジアへの進出支援ということも入ってまいると思いますが、そういう付加価値を高められるような高付加価値サービスを企業に提供するというのが、このコンサルの本質でございますが、なかなかそういうところまでは深まっていないと。これを何とかしていく必要があらうかと思っております。

それからもう1つは、やはりこれは残念ながら退出ということもさまざまな状況の中で選択せざるを得ない企業もおられるわけで、これに対しては退出を容易にするようなこと

も考えることが、その企業にとっても、あるいは地域の活性化にとっても、日本全体にとっても大事だと思いますので、この辺のやはり金融機関の丁寧なサービスを期待したいと思っております。

それから邦銀の国際競争力についてご指摘がございました。これは主として経営判断に属する話だとは思いますが、やはり何もかもやるという余裕はないわけですので、戦略分野を明確化することが大変大事だと思います。そういう意味で、選択と集中というのを経営サイドできちっと判断し、みずからのさまざまな経営資源を重点的に配分するでありますとか、銀行だけではございませんけれども、高コスト体質というのをさらにスリム化していきなり、きちっとしたガバナンスを確立する、リスクを含めたガバナンスカルチャーを強化していくというようなことが一般的な課題であろうかと思っております。

3つ目は昨今の欧州の金融危機、ソブリンリスク、金融不安という問題が連日報道されておりますが、これに対しては当然のことながらリーマンショックの経験・教訓を踏まえて、警戒感を怠ってはならないと思っております。兆候を見逃さずに、どのような波及というのがあるのか。あるいは日本の金融システムがどれぐらい健全性、流動性が十分なのかということは、常によく見ておく必要がございますし、またこれは今後どのような形で動いていくか、想定が甚だ難しいわけですが、国際的な金融主体間、あるいは実体経済への影響、そういった相互の影響というものも深く研究しなければならないと思っております。いずれにしましても今のところ我が国の金融システムは健全で頑健でございますが、ここは油断をせずに、財務省、日本銀行あるいは各国当局とよく連携をしてみたいと思っております。

それからこれに多少関連いたしますが、私どもの国際部門についてさらなる充実をというご意見をいただきまして、これは定員・予算、制約をされている中で相当、政府サイドでも配慮していただいておりますけれども、なお十分ではございませんのでぜひ先生方のご支援を賜ればと思います。今のところ、国際規制、さまざまなフィールドがございますが、日本の主張ということについて従来よりもかなり理解が進んできているような気がいたします。例えばパーゼルで申しますと、規制はバランスが必要だということ、あるいは実体経済への影響を十分踏まえなければならない、それから資本規制だけではなくて、総合的な対策が必要ではないかというようなことを、それこそ同じことをずっと言い続けてきておまして、世の中の状況がさまざまに変わる中で、日本のこの極めてシンプルな

主張がかなり説得力を持つような時代環境になってきたということが1つあるかと思えますし、先ほどご指摘がございましたように新興国と先進国との調整役といいますか、あるいは欧米の間の意見の対立が仮にあった場合に、それを調整するような、そういう役割も場合によっては期待をされているようでございまして、そういった意味から日本のプレゼンスをさらに高めるように努力をいたしますので、ぜひ人的な充実についてもご支援を賜ればと思っております。

それからもう1つは、投資者保護、利用者保護という金融庁の2番目の重要な政策課題でございます。昨事務年度は、例えば為替スワップのADRでございますとか、障害者の方々の銀行ATM等へのアクセスということで、ある種前進といいますか、大きな教訓が得られた事務年度でございますが、しかしこれを振り返ってみますとやはり受け身の対応であったという面もございます。今事務年度はこういった投資家保護あるいは利用者保護の分野につきまして、やはりもう少しフォワードルッキングなアプローチで問題を先取りしていく必要があるかと思っております。ちょっとわき道にそれますけれども、やはり苦情等については、やはり金融機関はほかのサービス業に比べまして、クレームは嫌だという本能的な気持ちがまだまだ強いわけでございますが、クレームはニーズの裏返しであるということで、製造業、サービス業はクレームは宝の山だという、ビジネスの隠れた宝だという意識が非常に強いわけで、この辺の落差が相当ございますし、本業の商品・サービスの面につきましても、顧客のニーズにほんとうにこたえているのか、現実のニーズだけでなく、潜在的な顧客ニーズを掘り起こすような、そういう創造的な商品・サービス提案能力がほんとうにあるのかというようなこともございます。顧客保護というのは狭い意味から、こういう利便の拡充ということまで含めると、大変広い概念でございますが、このあたりにつきまして、もう少しフォワードルッキングな行政をする必要があるかなと思っております。

最後に、金融庁の行政全般にかかわる話でございますが、4年ほど前からベターレギュレーションということを掲げまして、職員全体の運動ということで展開をしてきております。これは引き続き行政運営のあり方としては最も重要な命題として、今年度も掲げ続けて、深化をさせていきたいと思っております。とともに、このモグラたたきの行政といいますか、対症療法的ではなくて、今日いただいた重い課題も踏まえまして、もう少し中期的、構造的な重い課題に取り組んでいく必要があるのではないかと思っております。金融機関の皆様には5年、10年先を見据えて、将来を見据えた経営判断を、責任ある経済判

断をしてくださいと常々お願いをしてきておりますけれども、私ども行政の方も足元あるいは1年内ぐらいの課題に加えて、もう少し中期的で構造的な問題にチャレンジをしていかなければならないと、そんなふうに思っております。

いただいたご意見のごくごく一部についての私の考えを申し述べさせていただきましたけれども、本日いただきましたご意見は、繰り返しになりますが、今後の金融行政に十分反映をさせていき、またご回答できませんでした課題については、この1年、実践を通してお答えを申し上げていきたいと思っております。長時間、ほんとうにどうも貴重な意見をありがとうございました。富田座長、ありがとうございました。

○富田座長 長官、どうもありがとうございました。事務局においては、本日の会議で委員の皆様方からいただきましたご意見を踏まえて、必要に応じ修正を行い、評価書を取りまとめていただきたいと思っております。それでは事務局より連絡事項、お願いいたします。

○油布政策評価室長 手短に4点だけ連絡事項を申し上げます。まず評価書の修正につきましては、個別に連絡、ご説明をさせていただきたいと思っております。それから評価書の公表でございますが、概算要求期限ということで、今月中に公表したいと思っております。3つ目でございますが、有識者委員の方におかれましては、議事要旨、議事録のご確認を事務的にお願いしたいと思っております。

最後に次回でございますが、次回は実績評価ではなくて、今度は評価計画についてご意見を賜りたいと思っております。ちょっと先になりますが、2月下旬もしくは3月上旬を想定してございますので、また日程のご連絡を差し上げたいと思っております。以上でございます。

○富田座長 予定の議事もすべて終了いたしましたので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後0時15分 閉会